

公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県庁舎の一部を借り受けて売店の運営を行う事業者（以下「売店事業者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

令和元年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県庁売店事業者の公募

(2) 概要

鳥取県庁本庁舎地階の一部を定期賃貸借契約により借り受け、来庁者、県職員等を対象とする売店を運営する事業者の公募

(3) 場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎地階

(4) 貸付期間等

- ア 貸付期間は営業準備開始日から令和7年3月31日までとする。
- イ 営業準備開始日は、売店事業者選定後に協議し、決定する。
- ウ 貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行われない。

(5) 行政財産貸付料等

- ア 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）及び公有財産事務取扱要領（平成21年7月24日付第200900062482号総務部長通知）に基づき貸付料を徴収する。
- イ 貸付部分に係る光熱水費、冷暖房費等の諸経費は売店事業者の負担とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独で参加する者又は複数の法人等（以下「グループ」という。）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独で参加する者に関する資格及び条件

- ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者（個人事業者の場合は、県内に居住している者）で、鳥取県内での飲食料品を中心とした小売店舗を3年以上継続して経営しており、県庁本庁舎地階の一部を借り受けて売店事業を営むことが可能な者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- エ 令和2年1月22日（水）から同年2月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- カ 営業開始直後から、切手、収入印紙及び鳥取県収入証紙の販売を行うことができること。

(2) グループに関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからオまでの要件を全て満たしていること。
- イ グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等(個人事業者を含む。以下同じ。)を定めること。この場合において、他の法人等は当該グループの構成員として扱うこと。
なお、代表となる法人等の変更は、原則として認めない。
- ウ グループの構成員間における売店業務に係る各構成員の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定書で定めていること。
- エ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成員となることができないこと。
- オ 同時に複数のグループの構成員になることはできないこと。
- カ 営業開始直後から、切手、収入印紙及び鳥取県収入証紙の販売を行うことができること。

3 手続等

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県庁売店事業者募集要綱」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 「鳥取県庁売店事業者募集要綱」の交付方法

令和2年1月22日(水)以降、鳥取県公式ウェブサイトのウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/288869.htm>)から入手するものとする。

(2) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総務課庁舎管理担当
電話 0857-26-7780、ファクシミリ 0857-26-8122

(3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、令和2年1月22日(水)から同年2月18日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和2年2月18日(火)午後5時までに必着のこと。

(4) 提案書の提出部数

正本1部及び副本5部(副本は、複写可とする。)

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和2年2月5日(水)午後5時まで受け付けるので、文書で提出すること(ファクシミリも可)。

イ 質問への回答については、令和2年2月12日(水)の午後5時までに鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/288869.htm>

(6) 現地説明会の実施

ア 令和2年1月29日(水)午後3時から行う。

イ 現地説明会に参加を希望する者は、説明会前日の午後5時までに、(2)に文書で申込みをすること(ファクシミリも可)。

なお、説明会の参加は1団体2名以内とすること。

4 評価方法

評価は、提案書により、鳥取県庁売店事業者選定審査委員会(以下「選定委員会」という。)において、次の評価基準に基づき審査委員(4名)が個別に評価採点し(100点満点)、その点数を合計する(400点満点)方法により得点を算出して行う。

ただし、提案者が1者のみで、その者が本業務を適正に履行した実績がある者である場合、選定委員会を開催せず、総務課長による提案書の審査により選定できるものとする。

<評価基準>

それぞれの審査委員（4名）が下記の基準で採点した評価点（100点満点）を総合し（400点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

なお、総合点で同点の事業者が複数となった場合は、選定委員会において協議を行い順位を決定する。

評価項目	評価の視点	配点
1 経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況は安定しているか。 ・売店事業の実績が十分であり、県庁内で運営する能力を備えているか。 	15
2 運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設内の売店として適当か。 ・安全管理、事故防止体制は適切か。 ・食品衛生管理、製品安全管理は適切か。 ・廃棄物の処理計画、清掃の計画は適切か。 	20
3 販売品目及び営業品目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに即した商品・サービスの提供となっているか。 ・品数は十分か。 ・県産品の販路拡大、地産地消の取組への協力はどうか。 	20
4 価格設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が納得する価格設定となっているか。 	15
5 営業時間・従業員の配置体制	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間の設定は適正か。 ・効率的な人員配置となっているか。 ・利用者からの要望や苦情への対応方法はどうか。 	15
6 その他評価すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した取組はあるか。 ・災害時の協力体制はどうか。 ・県事業への協力状況はどうか。 ・社会貢献活動の取組状況はどうか。 ・その他優位性のあるもの、強みとなる取組はあるか。 	15
合計		100

5 選定方法

4により最も高い評価を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/288869.htm>

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として貸付料年額に4を乗じて得た金額と令和2年度分の貸付料の合計額（以下「貸付料相当額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 暴力団の排除

契約の相手方（以下「借受人」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として貸付料相当額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者場合にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県庁売店事業者募集要綱による。